

横須賀市議会傍聴規則

法第130条第3項、基本条例第12条第4項、傍聴規則実施要領

平成 8. 5. 27

議 会 規 則

改正 平 11. 4. 1

改正 平 14. 12. 20

改正 平 23. 7. 11

改正 平 29. 12. 25

改正 令 2. 12. 3

改正 令 5. 10. 10

(総則)

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 130 条第 3 項及び横須賀市議会基本条例（平成 22 年横須賀市条例第 38 号）第 12 条第 4 項の規定に基づき、本会議、委員会及び議員研修会等（以下「会議等」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席)

第 2 条 傍聴席は、一般席(本会議場は、車椅子使用者席を含む。)及び報道関係者席に区分する。

(傍聴人の定員)

第 3 条 一般席の傍聴人の定員は、本会議場は 104 人（車椅子使用者席 4 人を含む。）とし、委員会室及び会議室は 10 人とする。

(傍聴券等の交付)

第 4 条 本会議場で行う会議等（以下「本会議場会議等」という。）を傍聴しようとする者は、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 委員会室又は会議室で行う会議等（以下「委員会室会議等」という。）を傍聴しようとする者は、直接本人が委員会室会議等開会当日に傍聴申込書（第 1 号様式）を議会局に提出し、傍聴章（第 2 号様式）の交付を受けなければならない。

(傍聴券)

第 5 条 傍聴券の種別は、一般傍聴券（第 3 号様式）及び団体傍聴券(第 4 号様式)とする。

2 一般傍聴券は、本会議場会議等当日、所定の場所で先着順により交付する。

3 団体傍聴券は、その団体の代表者又は責任者に交付する。

4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り、傍聴することができる。

(傍聴券への記入)

第 6 条 一般傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所及び氏名を記入しなければならない。

2 団体傍聴券には、団体の名称、人員並びに代表者又は責任者の住所及び氏名を記入しなければならない。

(傍聴券等の提示)

第7条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券又は傍聴章を提示しなければならない。

(傍聴券等の返還)

第8条 傍聴券又は傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え退場するときは、これを返還しなければならない。

(傍聴証)

第9条 傍聴証(第5号様式)は、市政功労者、報道関係者その他議長が必要と認める者に交付する。

2 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴証に記載された期間に限り傍聴することができる。

(傍聴席に入ることができない者)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) ビラ、旗、プラカード、笛、ラッパ等の傍聴に必要でないと思われる物品を持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 前2号に定める者のほか、会議等を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(議場への入場禁止)

第11条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴人の遵守事項)

第12条 傍聴人は、傍聴席において、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

(2) 静粛にすること。

(3) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。

(4) 帽子、コート及びマフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長、委員長又は会長の許可を得たときは、この限りでない。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) 写真、映画等を撮影し、又は録音をしないこと。ただし、あらかじめ議長、委員長又は会長の許可を得たときは、この限りでない。

先例 62

(7) 電子機器等については、会議等の傍聴以外の目的で使用せず、かつ、音、光等を発しない措置を講じて、会議等を妨げるような使用をしないこと。

(8) オペラグラス、双眼鏡等を使用しないこと。

(9) 前各号に定めるもののほか、本会議場、委員会室若しくは会議室の秩序を乱し、又は会議等の妨害となるような行為をしないこと。

(係員の指示)

第13条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置) 会議規則第80条、委員会条例第9条

第14条 傍聴人がこの規則に違反したときは、議長、委員長又は会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に議長が定める。

附 則

この規則は、平成15年5月2日から施行する。

附 則(平成23年7月11日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年12月25日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年12月3日)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年10月10日)

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第4条第2項関係）

傍聴章番号	
傍聴申込書	
を傍聴したいので申し込み	
ます。	
年 月 日	
<u>住所</u>	
<u>氏名</u>	
(あて先)	委員長 (会長)

(A7)

第2号様式（第4条第2項関係）

（令和2年12月3日・一部改正）

No.	横須賀市議会
傍 聴 章	
(お帰りの際は議会局へお返してください)	

(A7)

第3号様式（第5条第1項関係）

NO. 住所 氏名 年 月 日	NO. 一 般 傍 聴 券 年 月 日限り有効 横 須 賀 市 議 会
----------------------------------	------------------------------------------------------

第4号様式（第5条第1項関係）

NO. 団体名 人 員 代表者 住所 氏名 年 月 日	NO. 団 体 傍 聴 券 年 月 日限り有効 横 須 賀 市 議 会
------------------------------------------------	----------------------------------------------------------

第5号様式（第9条第1項関係）

NO. 傍 聴 証 (氏 名) 年 月 日まで有効 横 須 賀 市 議 会

(A8)